

91 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

始



特 116

264

× 複写

納本

怪文書に非ず

(内務省届済)

東京電燈會社の危機

—— 若尾系の没落 ——

電力國營論者は反省せよ

株主は會計士を出して内容検査を爲さしめよ

字116
264

東京電燈會社の危機

——若尾系の没落——

電力國營論者は反省せよ

株主は會計士を出して内容検査を爲さしめよ

近時盛んに喧傳せられつゝある電力國營問題に就いては、各方面の識者中
反對論が頗る多い、而して其理由とする處は

一、現代政治家竝に官僚の誠意と實力を信じ難い。

二、發明進歩の最も著しき電力事業の如きは年々の豫算に依つて事を爲す
政府事業に特に不適當である。

三、電力會社中には、徒らに資本の膨大せる内容の怪しきものがある、政府
が萬一斯る者を其儘引受けるが如き事があつては大變である。

大 中
15. 9. 20
内 交

東京電燈會社は右の第三に所謂徒らに資本の膨大せる内容の怪しき會社の随一と一般から認められて居る。殊に此頃の東電に關する世評は頗る芳ばしからざるものがあつて、識者は夙に東電の危機の切迫せるを感じて居る。今其理由として世評に上れる處を綜合すれば、

第一、東電經營に比較的誠意ありと認められて居た社長神戸舉一氏が頽齡病軀在任長からずと見られて居ること。

第二、神戸氏引退の結果は、當然副社長若尾璋八氏一派の經營に移るであらうが、其若尾氏の遣方の如何に放漫、杜撰、無誠意なるかは世人の等しく知る處であり、殊に東洋モスリン、日本製麻上毛モスリン等若尾氏牙城の出丸は殆んど悉く没落若しくは没落に近き状況にあつて、之等が若尾氏の本丸たる東電の經營を愈々困難ならしめること。

第三、東電と三ツ引商事（此頃は三ツ引物産）との關係の頗る奇怪なるは云ふまでもなく、殊に其双方の責任者たる若尾父子の行動は到底天罰を免れざること。

第四、東電資産状態の如何に怪しむべきかは大正十五年上半期の決算のみを見るも明白にして、到底眞面目なる經營振りと認め難きこと。

第五、東京電力會社と競争の結果其一層經營難に陥ることは數理明白にして掩ひ難きこと。

以下順を追ふて稍々委しく右の五項に説明を加へることとする。

第一、東電現社長たる神戸舉一氏は夙に甲州系より比較的人格者であり、且つ眞面目なる會社經營者として相當手腕ある者と認められ、先きに東洋モスリン社長より入つて東電社長に就任した人であつたが、氏の東電に於ける持株は僅かに六千餘株、之れを若尾系と目すべき株の約六十萬株なるに比すれば物の數ではなく、従つて副社長たる若尾璋八氏の横行跋扈を默過するの餘儀なき状態に立たされて居たことは、從來とても屢々であつたが、それでも氏尙ほ健在ならば若尾副社長も多少遠慮する處もあり、世人も亦神戸氏の人格を信じて安心する處もあつたが、（但し東電社員は神戸氏を以て全く若尾氏と同穴の狸なりとし毫も彼を信用せざるが如し）氏の再起が愈々駄目となれば、若尾氏の横暴を制する者は最早一人もなくなると同時に、世人の東電に對する信用愈々薄きに傾くは當然の歸結である。既に東電の内容の杜撰なることは海外に迄も認められ、爲めに米國にて募集せんとした外債も、非常に不利なる條件を忍ばざれば應募者なき有様となり、止むを得ず内債募集に轉じた現状を以て會社の經營者が更迭の爲め一層の不信用を招くに至らば、東電の前途は愈々寒心すべきものがあらう、現に東電に對する主なる債權者の一つなる三井銀行が、其四千數百萬圓の債權取立てに可なり急なることは東電自ら知る處である。

第二、副社長の若尾璋八氏は必ずしも悪人ではないかも知れない、然し氏の遣方は如何にも放漫であ

り、無責任である。眞面目なる實業家は過去に於ても氏の財力は信じて居たが、氏の人物力量を信ずる者はなかつた。果然氏の勢力範圍なる上毛モスリンは遂に社債の償却が出来ないばかりか工場を閉鎖して、訴訟沙汰まで起りつゝあることは世人公知の事實である。同じく氏の大株主たる日本製麻が内部に一千萬圓以上 大缺損を抱いて非常なる金融難に陥り瀕死の状態にあること、之れ亦世人の知る處である。更に東洋モスリン會社に至りては本年上半期末の決算に於いて八百餘萬圓の缺損を曝露し、之れを整理したが尙ほ其前途に何等の光明を認め得ざることには識者の間に知られて居る。

氏の大株主たる各會社が斯くの如く一々醜狀を曝露するに至つては、應て東電の經營にも影響し來ることは云ふ迄もなく、氏の遺縁りも中々樂ではあるまい。株式界に於ける東電の株も近頃人氣宜しからず、相變らず五十圓臺を往來して居る様であるが、之れさへ尙ほ高きに失するとの聲が高く、若尾氏等は之れだけの價格維持の爲めにも幾何の苦心をして居るかも知れない有様である、聞く處に依れば東電の株價が六十圓以下と云ふことになつては、既に若尾系に取つて致命的の打撃であると云ふが、而も其今日の價格さへ何時迄遺縁りに依つて維持し得るかは何面白問題である。

第三、東電と三ツ引商事との關係の奇怪なることに就いては餘りに世の非難が甚だしかつたが爲めに

先頃彼等は三ツ引商事を解散し、専ら三ツ引物産によることになつたやうであるが、レツテルが變つても内容が同一であれば何の役にも立つものではない。

一體東電副社長の若尾璋八氏を父に持つ三ツ引商事の社長若尾鴻太郎氏は、父子相結托して從來何事を爲して莫大の利益を擧げて居たか。三ツ引商事の營業科目として掲げられて居た處は十項目ばかりあるが、實際は諸機械器具類及び諸材料の仲介販賣と、土木建築諸工事の請負とが主なるものであるのは云ふ迄もなく、而して其殆んど總てが東電相手の仕事なることも勿論である。

民法第百〇八條には

何人ト雖モ同一ノ法律行爲ニ付其相手方ノ代理人トナリ、又ハ當事者双方ノ代理人タルコトヲ得ス、但シ債務ノ履行ニ付テハ此限リニ非ス
とある。

勿論東電副社長たる若尾璋八氏と三ツ引商事の社長たる若尾鴻太郎氏は父子ではあるが同一人ではない。即ち三ツ引商事より東電に對して物品納入又は土木建築の請負を爲すに就いては、三ツ引の代理人は若尾鴻太郎氏であるから、相手方たる東電の副社長が親であらうが何であらうが同一人でない限り法律上に於ては文句を云はるべき筋合はないのである。然しながら父子別々に双方の會社の代表者たる立場にあつて腹を合せる場合

には實際上に於て同一人が双方の代理人たると何の選ぶ處があるか
即ち此意味に於て若尾父子は精神的に云へば正に法律上の罪人である。若し此非難を免れんと欲するならば、三ツ引商事は須らく東電との一切の交渉を避け、東電以外の仕事にのみ没頭すべしである。然し若尾父子にそれは出来ないであらう、それをやれば手腕未熟の鴻太郎氏は其日から立ち行く筈がないからである。

凡そ東電に諸機械材料を納入せんとする者は悉く三ツ引商事の手を経なければ、如何に廉價でも東電で買取らず、又東電の諸建築土木工事は、三ツ引自身若くは、三ツ引に冥加金を納めたものでなければ請負はさぬ内規に依つて三ツ引商事の社長たる若尾鴻太郎氏は、其父なる東電副社長若尾璋八氏に依つて特殊の保護を受けて居るのである。三ツ引が東電より請負ふ諸工事は年額一千數百萬圓と云ふ多額に上るが其内約二割は天引に三ツ引商事の利得とし、其上を亦下請負者が一割位頭をハネルと云ふのだから、其暴利の加減と其工事の不完全と加減が想像に餘りあるではないか。即ち三ツ引の大株主たる笛吹川水電工事の遅延の如き、又上久屋發電所、小松發電所等の不完全工事の如き、其他京濱電氣、猪苗代水電、中央電力等に絡まる醜聞の如き、凡そ東電關係の土木建築工事のある處悉く三ツ引との醜聞若くは怪聞ありと云ふも差支なき程にて、其結果は一キロ

六百圓以下を普通とする水力の建設費が九百十圓につく(上久屋の如き)と云ふ有様である。殊に物品の納入に至りては芝浦製作所すら其同系の會社たる三井物産の手を経ず、三ツ引商事の手を経ると云ふに至つては、其如何に東電對三ツ引の惡因縁が深刻化して居るか想像されるではないか。

更に若尾鴻太郎氏の經營に係る銀行に東京商業銀行と云ふ餘り有名でない銀行がある、處が此銀行の預金が法外に増加すると云ふので問題になつて居るが、之れは父璋八氏が此銀行に儲けさす爲めに、東北水電の株金其他を續々此銀行に預金する爲めであると云はれ、借金政策に苦心慘憺しつゝある東電が、態々此銀行に定期預金をするここを怪しまぬ者はないと云ふ有様で、先頃も某紙上に此記事が掲載さるゝや、東京商業の重役がヒドク狼狽したと云ふ話まで傳つて居る。

扱て斯の如くにして白晝公益然たる行動に依つて得たる三ツ引商事の暴利は何に使用さるゝか。若尾鴻太郎氏の花柳界に於ける豪遊振りは有名なもので、既に没落したる高田商會の高田釜吉氏等と共に當世馬鹿遊びの三幅對と云はれ、月々其費用三萬圓を下らぬと稱せられて居る。又武家制度の本山たる源頼朝の故智を學んで、屢々富士の卷狩式の大狩獵を企てることも云はれて居るが、ケチな當節に遊びにもせよ、少しは大規模な事のあつて欲しい處だから、敢へて勞働運動者もごきに

幾萬の貧民は食ふに困つて居るのになどと野暮なことは云はぬが、あまり俗惡非道なことは天人共に許さないから、鴻太郎氏の惡錢と之れに伴ふ増長振りは聽て年貢を納めるべき時が来るであらう。今日の鴻太郎氏を記憶する者よ、乞ふ二十年三十年後の彼れを見よ、因果の法則のどこまで靚面なるか時は雄辯に證明するであらう。近頃彼れも大に精勵振りを發揮し、上毛モスの整理の爲めに一生懸命だなど、云ふ者もあるが、何を俄道心の氣まぐれなごて因果の法則が引つくり返つて堪るものではない。

第四、若尾璋八氏父子が盛んに東電を喰物にして居る間に、東電の内容實質は愈々細らざるを得ない。然し表面だけは合併又合併に評價益や其他のトリツクが加はつて東電の資産は益々大きくなる。全體震災による東電の損失は少くとも六七千萬圓は見なければならぬ處を、僅かに二千二百萬圓に見積り、それも一期だけでどこかへ其二千二百萬圓が影を没すると云ふ程思ひ切つた遣方をする東電のことだから、他は推して知るべしだが、今大正十五年上半期の決算報告に基き、之れを一年前の決算報告と比較し、極めて寛大なる計算をして見ても左の通りである。

東電は昨年下半年に於て富士及び京濱を合併し、今年の上期に於て帝國電燈を合併し、同期中に合併資産を整理して、之れを決算報告に計上して居る。今之れを同社一ヶ年前の昨年上半年の三社合併前の

資産と對照すれば次の如くである。

科 目	十四年 上期	十五年 上期	増 加 額
諸機械器具	五七、五〇二、九三三	九五、五〇〇、七八三	三七、九九七、八五〇
水 路	五四、九三六、六一三	一〇〇、五五五、七一八	四五、六一九、一〇五
電 線 路	一一七、一〇七、九八七	二二八、五四六、三九一	一〇一、四三八、四〇四
貸 附 器 具	一二、五八一、三八一	二七、三八一、四三〇	一四、八〇〇、〇四九
地所及家屋	二三、三九五、六〇八	三八、二八八、〇九一	一四、八九二、四八三
計	二六五、五二四、五二二	四八〇、二七二、四一三	二一四、七四七、八九一

即ち一ヶ年の増加額は二一四、七四七、八九一圓となるが、内三社の合併に依る資産は、合併條件が東電に有利であつて資産を切下ぐることが出来るが故に、元三社の固定資産一三八、〇五九、七三二圓に對し、株式差金約一六、三七六、二五〇圓を切下ぐるものとすれば、眞の合併に依る増加額は一二一、六八三、四八二圓となり、右の表に於ける増加額二一四、七四七、八九一圓より此三社合併に依る眞の増加額一二一、六八三、四八二圓を差引きたる殘額九三、〇六四、四〇九圓は取も直さず東電自體の資産増加である。

東電自體の資産増加

九三、〇六四、四〇九圓

内 (概算)

上久屋及湯澤 二一、〇〇〇キロ
單價 七〇〇圓

一四、〇〇〇、〇〇〇圓

自然増加建設費 (變電所以下)

一五、〇〇〇、〇〇〇圓

見込

電燈増加 六七、〇〇〇燈
又は三〇、〇〇〇キロワット } 五〇、〇〇〇キロワット、單價三〇〇圓
電力増加 六、四〇〇キロワット

送電線建設費 單價二〇、〇〇〇圓

三、三二〇、〇〇〇圓

富士及帝國電燈の増加 (上記計上後の増加)

約一三〇、〇〇〇燈 單價一三
約一、七〇〇馬力 單價一三

二、〇〇〇、〇〇〇圓

差引残り

五八、七四四、四〇九圓

震災復舊費勘定は前期迄二二、〇〇〇、〇〇〇圓を計上して居たが、今期に於ては本勘定に加算したものと見えて計上して居ない、故に前記差引残りより此震災復舊費を控除しても尙ほ殘額三六、七四四、四〇九圓の増加となる。此増加に對しては種々調査したが、假拂工事費の振替もなく、又工事

として他に見るべきものもなく、結局其使途不明であつて、大いに疑念を生ぜざるを得ないものである。

一燈當り建設費

(1) 固定資産

十四年上期 二六五、五二四、五二二圓

十五年上期 四八〇、二七二、四一三圓

電燈數 電燈 四、二五〇、六〇〇燈
電力 一馬力 三、八四四、五〇五馬力
即十燈 三、八四五、〇五〇燈

六、七〇〇、〇五八燈
四七二、六二七馬力
四、七二六、二七〇燈

計 八、〇九五、六五〇燈

一一、四二六、三二八燈

一燈當り建設費

三二、八〇

四二、〇〇

増加九、二〇

一燈當り九圓二十錢の増加は 9圓20 × 11,426,328 燈 = 105,122,218 圓の建設費膨脹となる。

- (2) 十五年上期の固定資産の内發電所建設費を膨脹したる京濱の分を控除して十四年上期に對照し同じ状態に於て比較するに一燈當りは三十九圓五十錢であつて、即ち之れにても一燈六圓七十錢の増加である 故に十五年上期の總體資産に於て七六、五五六、三九八圓の建設費膨脹となる。
- (3) 以上の如く東電は合併によりて、三社の資産を一、六〇〇萬圓償却したにも拘らず、十五年上期に於て建設費の膨脹を見るに至りたるは、同社の資産状態が近頃益々惡化せる事實を示すもの

である。

	合併前	合併償却(株式差金)	差引
舊富士水電	十四年五月 二七、六八〇、三九〇 _円	二七%五四 七、六二二、三五〇 _円	二〇、〇五七、〇四〇 _円
舊京濱電力	同上四月 二九、七〇九、九八六	二%四三 七二二、五〇〇 _円	二八、九八七、四八六
舊帝國電燈	同上九月 八〇、六六九、三五六	九%九八 八、〇三〇、四〇〇 _円	七二、六三八、九五六
計	一三八、〇五九、七三二	一一%八六 一六、三七六、二五〇	一一一、六八三、四八二

十五年上期及十四年下期に於ける東電の損益に計上せる合併諸費並に整理引當金を全部償却に使用するにせば左の如くである。

	合併前	整理金	差引
富士、京濱	五七、三九〇、三七六 _円	一五%五一 八、九一〇、九七六 _円	四八、四八八、四〇〇 _円
帝國電燈	八〇、六六九、三五六	一三%〇一 一〇、四九五、八六五	七〇、一七三、四九一
計	一三八、〇五九、七三二	一三%一八 一九、三九七、八四一	一一八、六六一、八九一

内帝電社員及重役慰勞金一、〇〇〇、〇〇〇圓を差引く時は一八、三九七、八四一圓となり、其他の整理にも相當費用を要すべく、上表株式差金程度は妥當の計算である。

電燈一燈當りの單價が急に九圓二十錢宛増加して居ること、約三千七百萬圓の不明の金額とは何を語つて居るか、而も此報告書は、東電が、上半期の總會を終へて後、滿二ヶ月も経過して配布されたものである。

第五、東電が東京電力會社と競争を開始して以來、其收益の上に非常の減少を見るは左の數字の説明に依つて明かであるが、先づ其初めに東電が競争開始以前の東電の横暴振りはごんなであつたか、之れを其當時の需要者側の聲に聞け、左の一文は大正十五年二月二十二日、府下南葛飾郡寺島町の南葛工業會が東電の横暴に關して遞信大臣に提出した悲痛の叫びある。

陳情書

遞相閣下。工業發展と思想善導を目的として起れる我南葛工業會は現在會員四百五十餘名と、従業員一萬二千餘人を有し、尙ほ益加入者増加し近き將來に於て南葛工業家全部を網羅すべき趨勢に有之候。

然るに此の工業會に取りて最も苦痛とする處は、東京電燈會社の横暴に有之候。今左に事實の二三を參考に供し候。

- 一、市内の工業家は漸次郡部に逐はれて、現在に於ては郡部に於ける需要は、實に市内に十數倍する有様となれり。然るに其料金は市内一キロ（最低二錢六厘、最高五錢五厘）に比し、郡部（最低三錢、最高六錢五厘）の高價となり居るは、何の爲めなるか。昔日の如く人家散在の時代は兎も角、今日の如く工場櫛比する時代には、全く其意味を爲さざるもの也。
- 二、同じく郡部に於ても、東京電力の入り居る川崎、大森、品川方面に於ては市内と同一の低額にして、内々市内より安く供給し居る由也。
- 三、鐘淵紡績株式會社へは（一キロ一錢八厘）、亀戸日清紡績會社へは（一キロ二錢八厘）にて供給しつゝあり、如何なる理由あるも一錢八厘にて幾分の利益あるものを六錢五厘を徴するは全く不合理なりと信ず。
- 四、動力代一ヶ月にても滯らば直ちに切斷するにも拘らず、渇水時に於て契約の「ボルト」を送らざる爲めに所定の能率を不能ならしめながら、是れ天災なりとして普通の料金を取るは不都合也。
- 五、茲に一つの休止工場ありて、其後を買ひ受け、新に作業するものあれば、前人の未拂分を支拂はざれば送電せざるは不都合也。

六、晝間だけ電力を要する人が電力を申込みば、晝間だけは賣らずして、使用せざる夜間分を拂はざるは不都合也。

七、「メートル」の超過するに従つて其料金を取り乍ら、使用せざる場合も責任料として一馬力に對し五圓宛を徴するは建設費の補償としては高價なり。建設費の補償ならば、十年十五年と使用する工場は如何との問題を生ずる譯柄也。

八、其他、技手、職工に至る迄、内々にて工場側より贈呈金の多寡に依り送電の遅速あるは公然の秘密なり。

動力は工業家に取りて食料に有之候。若し米屋が獨占にして以上の如き弊害あらば、人命如何にして保ち得べきか。是等の横暴は實に獨占の弊害に有之候。新聞紙の傳ふる處に依れば、東京電力會社より南葛方面に送電許可の申請ありと聞く。是れ大に吾人の歡迎する處、大旱の雲霓を望むが如くに有之候。然るに五十馬力以上とか、三十馬力以上とかの制限を付けざれば許可せざる内規の由に候得共、夫れにては折角許可されても、殆ど晝餅に等しきが故に、之等の制限なしに御許可有之様願度、不自然の競争は結局工業家の損害に陥るにより、或る程度の妥協を爲し圓滿需給致す可きは吾人の自覺する處、決して不自然の競争をなさざる様致す可く候間、馬力に制限なく、右東京電力へ御許可相成度、一般工業界の爲別紙決議書相添へ伏而懇願致候。頓首

南葛飾郡寺島町

南葛工業會

大正十五年二月廿二日

遞信大臣安達謙藏殿

決議

我等工業家は産業立國の趣旨に基き、如何に良品を、如何により良く安價に生産するを以て、世界貿易市場に於ける勝者たらんとし、日夜勞苦を怠らざりき。然るに、何ぞや南葛飾工業家全般に跨る一大障害的強敵あり、吾等は此障礙を驅逐するにあらざれば此の目的を達し得ざるべし。強敵とは何ぞ即ち貪婪飽く事を知らざる東電の不合理極まる動力料金の高率これ也。

吾等工業家は失業者救恤、思想の善導を圖ると共に、先づ自ら立つて大同團結し、政府を鞭撻し當該會社の反省を促し、以て飽迄徹底的に値下斷行を期す。

大正十五年二月七日

斯くて東電と東力との競争は開始された。東電は今更ら乍ら狼狽を極め、急に料金引下げを行つたが、其料金の引下振りが滑稽である。即ち東力の侵入區域に限り、而も東力の許可程度なる五十馬力以上のみの料金を東力並に引下げ、侵入區域外は

従前の通りとし、区内と雖も、四十九馬力以下即ち東力の供給權を有しない程度ならば其料金を引下げず、そこで引下げ料金の六十馬力と四十九馬力の需要者とは同一の料金となること云ふ無法さであるが、斯る不合理なる遺方は何時迄續くものではない。そこで其歸着する處は左の通りにならう。

東力の侵入による東電の減收

並に電燈從量制による減收

(但舊東電區域にして富士水電、帝國電燈區域分は含まず。)

東電、東力の競争區域たる芝、本所、深川、荏原、南葛飾に於ける東電の現在供給電力は五十馬力以上のもの約六七、〇〇〇キロワットであつて、内東力に於て最低約二二、五〇〇キロワットを獲得したものと見做せば、直接東電の減收額は下の如くである。即ち現在一キロワット、平均一ヶ月九圓八十錢と見て、

$$22,435^{\text{kw}} \times 9.80^{\text{円}} \times 12^{\text{月}} = 2,638,356^{\text{円}} \text{ (年減收)}$$

又競争區域に於ける他の需用に對しては、東電は少くとも東力と同様の單價迄引下げなければ、上記以上の電力を東力に奪はるゝ結果となることは當然であるから、東力單價に引下げた場合を考へて見ると、

東力が平均一ヶ月一キロ當り八圓とすれば、

$$\begin{array}{r} \text{競争區域供給電力} \quad \text{上記東力獲得分} \quad \text{一ヶ月一キロ單價} \quad \text{東電現在單價} \quad \text{東力單價} \quad \text{年減收} \\ (66,755 \text{ } ^{A} \text{ } ^{B}) - 22,435 \text{ } ^{A} \text{ } ^{B}) \times (9,80 - 8,00) \times 12 \text{ } ^{B} = 967,312 \text{ } ^{B} \end{array}$$

であつて、以上合計三、五九五、六六八圓の減收となるのである。

尙ほ東電の電力料引下げは、漸次競争區域外の東京及横濱附近の東電區域にも及ぼすものとして、現在の供給電力五十馬力以上、八三、八七一キロワットを全部東力同様に引下げた場合を考慮する時は、

$$83,871 \text{ } ^{A} \text{ } ^{B} \times 1,80 \text{ } ^{B} \times 12 \text{ } ^{B} = 1,811,614 \text{ } ^{B}$$

(9,80 - 8,00 = .80)

の年減收となり、結局、

東力侵入による直接減收　　三、五九五、六六八圓

東力侵入影響による減收　　一、八一、六一四圓

であつて、之れを電力總收入より見れば、前者は一、八パーセント、後者は六パーセントの減收であり、十四年下期及十五年上期の電力收入（帝電、富士電は含まず）に對しては、一七、八パーセントの減收となる。

又電燈の三燈以上全部を従量制と爲すための減收は年額八二六、八四八圓、之れは十四年下期及十五

年上期電燈收入（帝電富士電は含まず）に對し三パーセント弱の減收となる、と推算することが出来るから、其減收總計は六、二三四、一三〇圓となる。而して此減收總額は十五年上期及び十四年下期電燈電力收入（帝電富士電は含まず）五八、二七〇、〇〇〇圓に對し一〇、七パーセントに概當し、

内　　譯

東力侵入により　　六、一七パーセント

東力の影響により　　三、一一パーセント

電燈従量制により　　一、四二パーセント

尙ほ之れを舊東電拂込二五八、〇〇〇、〇〇〇圓に對比すれば二、四パーセントに概當する。

内　　譯

東力侵入により　　一、四パーセント

東力の影響により　　〇、七パーセント

電燈従量制により　　〇、三パーセント

上記の如き減收に對し、經費は多少輕減せられるとしても、競争の結果は反つて膨脹するを以て結局經費は減せざるものと見るのが至當である。

而して對拂込二、四パーセントの減收は直ちに利益金に於て二、四パーセントを減することとなり、

現在一割一分の配當は將來九分前後に低下せざるを得ないことになるであらう。

吾等は簡單に結論を附加せねばならぬ。右の如き有様でも東電は不安であるまいか、若尾璋八氏父子は紳士の實業家であらうか、こんな會社を其儘國家が鵜呑みにして電力國營をやつても差支がないであらうか。抑々東京市民は斯る會社に獨占的事業を托して安心して居てよいであらうか。

消息通は云ふ、東電は國營を目標として盛んにウオーターリングをやつた。それが今の總資産であるが、其内容を仔細に検査して評價したならば、其實質は現在の五分の三位であらう。而も日一口と其内容は悪くなるから、茲二三年も電力國營が出来なかつたら東電は破産するであらう。然しそう云ふ會社を救済する爲めの電力國營は眞平である。彼等の横暴非道による大不正、大缺陷を國家が其儘背負込んで堪るものではないと。

聞く處によれば**遞信當局**に於ても東電の内容に對する非難を餘りに屢々耳にする處から、其實質を調査する爲め**材料の提供を東電に求めた處が、震災の爲めに焼失したとの理由で材料の提出をしない**そうである。斯の如き東電が何時迄其現實曝露を糊塗し得るか、電力問題愈々世人の注目を惹かんとして東電の内容益々疑惑の焦點となる。東電の當事者並に世人は幾分なりとも本文に依りて反省せよ。殊に爲めにする處ある者の國

營論などに惑はされてはならぬ。又株主は速かに聯合して東電に會計士を入れ、其帳簿の嚴重なる検査を爲さしむべきである。

若尾副社長排斥運動起る!!

果然、若尾副社長排斥運動は東電大株主中に起つて來た。 彼等の計畫は着々其歩を進めて若尾氏辭任後に入社せしむべき

適當の人物の人选迄既に内々決定せりとの事である。然しながら多年其勢力を扶植して居る若尾系統が温順に引下がるか否かは尙ほ餘程の問題である。

神戸社長も病床にありて深く東電の現状を憂慮し「**事今日に及んでは社長たるの責任上一般株主に申譯なく自分は安んじて死ぬることも出來ない**」と嘆げいて居るそうである。

一方東電の株は次第に低落の一路を辿つて居るので若尾一派は四苦八苦して

其株價の維持に苦心して居るが、彼等も今や内憂外患に堪へずして頻りに各方面に泣きつき、遞信當局などに對しても唯「若尾を助けてくれ」の一點ばかりで同情を買はんとして居る様である。けれ共彼等の積悪は唯四方の同情を求めることに依つて此儘無事に榮へるには餘りに深い。吾等は天下の人々と共に茲に因果の巡ぐり合せを見んと欲するものである。

先きに遞信大臣に對して悲壯なる陳情書を呈出した南葛工業會は其後東電、東力の競争開始さるるや、左の如き檄文を配布して東電相手に尙ほ奮戦努力して居る。今参考の爲めに之れを本文の末尾に加へて置く。

電力問題に對する小工業家の叫び

東京電燈は南葛工業會の値下運動に對し到底市内とは同一には出來ない、

それでは會社が立たぬから此程度で我慢して貰ひたい、とて僅かの割引をなし、其代り新會社が這入れば必ず御相談しますからと言明して置きながら、工業會には何等の交渉なしにこそりくと相手を見て色々の値下げを口述に長期の契約を求めてゐる、是れ實に卑劣千萬で有る。依て會では

五十馬力以下も全部同一に値下げせよ

と迫つた所が、東電では五十以下の利益を以て以上の不利益を埋め合せるので有るとの答辯で有る、小工業家を踏み台とするので有る、新會社は初めから思ひ切つた値を發表し、是れで押し通すと云ふやり方は掛引なしで、全く紳士的で有る、遞信省さへ無制限に許せば、一馬力でも同じ値で供給すると言明してゐる、東電では相手方が下げれば下げる、下げなければ下げぬ、人によつてまら／＼の交渉をなすは實に不誠意極まるもので有る。

新會社が成績を上げれば當局は小馬力にも許す事は、既定の方針で有るか

ら、新會社を援助して、成績を上ぐ可きで有る、さすれば小工業家も同一となる事は請合で有る。夫れを自分一個の考で、つまらぬ事をする人は小工業家の敵で有る、夫れでは新會社はたぬから合併するか、倒れるかになる、さすれば元の獨占となる、此前の日電と東電の合併は、工業家が兩天秤でやたらに値切るからで有る、亦日電は力が弱いからで有る、我が南葛工業家は新會社の紳士的なるに同情すべきで有る。

現に東電は百萬圓位南葛に捨て、も、相手方を倒せば、一年で取り返しが附くと云つて有る、恐る可きではないでせうか、斯様になつては、小工業家は永久に立つ瀬がない、吾人小工業家は、會員と否とを問はず、聯盟を結び結束して全郡に向つて、東電反對運動を開始した、そして毎日交代にかけ廻つて、五十以上の人の行動を監視する、南葛より東電を驅逐する、倒れて止まざる決心で有る。

五十以上の諸君は、我れ／＼のために御同情を祈る。

南葛小工業家聯盟
南 葛 工 業 會

電力問題 南葛小工業家聯盟

——我等の叫びを聞け——

東電は五十馬力以下の小工業家の利益を以て五十以上の競争の不利益を埋め合せる、南葛に百萬や二百萬捨て、も相手を倒せば一年で取り返すと云つて有る、そして五十以下は決して値下げをしない。

新會社は遞信省さへ無制限に許せば半馬力でも同じ料金で送ると言明して

ある、亦工業家が應援さへしてくれ、ば斷じて合併はしないと契約してもよいと云つてゐる。

七月二十三日東電に招待されて淺草代地深川亭に會合せる人左の如し

隅田川製鐵所	眞田千秋氏
東京セルロイド	山本爲次郎氏
開工舎	大石孝之助氏
三共製藥	成田直氏
東京メリヤス	絹村氏
富士レーザ	宇治川良太氏
スミダ香油	田原徳次郎氏
鈴木鐵工所	鈴木健三郎氏
若山太陽舎	若山初五郎氏

新會社が成績よければ無制限にも許す事は當局の方針で有る。さすれば小

工場も同一となる事請合で有る。

我等は聯盟を結び自衛運動と共に五十馬力以上の人の行動を監視する、そして東電を驅逐する。

南葛小工業家聯盟
南葛工業會

動力問題 小工業家の叫び

東京電燈は一般工業家に値下げをなさずして、大きい所丈けこそり／＼と買収したり、拜み倒したりしてゐる。

我が會では決して買収には應ぜず飽迄小工業家も共に値下げせよと運動してゐる。

東電では小工業の利を以て大工場の損を埋めるので有る、相手を倒す内丈
 け大馬力も下げてゐるが相手が倒れれば亦引上げるのであると内々云つてゐ
 る。恐るべきではないか、之を知らずして東電へ肩を持つ人はコンマ以下の動
 物で有る、小工業家の敵で有る、一般工業家が安い料金となるには新會社を
 助けて之れによるより外はない。さすれば必ず目的が達する。

吾等の猛運動に恐れたる東電は一部買収されたる工業家と相談して、吾工
 業會の運動で下げたとなつては他へひゞくとて内々自から値下げした如くに
 して吾々の出鼻を折る相談をしてゐる、併し是れは一時的で相手を倒す内丈
 けで有るから少し位亦下げても決して満足すべきではない。

吾人永久のためには飽迄新會社を助けて將來の大計を計る可きで有る、吾
 人は聯盟を結び益々之れに努力する、そして五十馬力以上の人を監視する同
 感の士は奮つて御賛成を祈る。

寺島町一六三八番地

南葛小工業家聯盟
 南葛工業會

政府當局よ、東電經營者よ、東電株主よ、一般市民
 諸氏よ。上毛モスリンの愈々益々醜體を曝露して居
 る状態を見て何と感ずるか、今更如何に狼狽しても
 時既に遅し！前車の覆へるを見て今より東電の將
 來に備へよ。之れ東電の爲めであり、國家の爲めで
 あり、亦本文筆者の希望である。

283
367

大正十五年九月四日印刷
大正十五年九月七日發行
大正十五年九月九日再版發行

〔定價十錢〕

東京府豊多摩郡野方町上沼袋百三十四番地

編輯發行者

越智秀一

東京市本郷區丸山福山町五番地

印刷所

白井印刷所

東京府豊多摩郡野方町上沼袋百三十四番地

發行所

越智秀一

終